

佐賀県告示第 421 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 5 月 30 日から平成 29 年 6 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市神辺町字国泰寺 1388 番 1 地先から 鳥栖市神辺町字堂ノ本 1013 番 1 地先まで	平成 29 . 5 . 30
	三養基郡基山町大字小倉字吉ヶ谷 2893 番 1 地先から 三養基郡基山町大字小倉字七反田 1213 番 1 地先まで	〃
県道 九千部山公 園線	鳥栖市河内町字小原山 1808 番 1 地先から 鳥栖市河内町字小原山 1770 番 1 地先まで	〃
	鳥栖市河内町字三子谷 1734 番 2 地先から 鳥栖市河内町字三子谷 1725 番 1 地先まで	〃
	鳥栖市河内町字竜目 1679 番 1 地先から 鳥栖市河内町字竜目 1680 番 2 地先まで	〃
	鳥栖市河内町字竜目 1679 番 9 地先から 鳥栖市河内町字東十郎 1638 番 5 地先まで	〃